

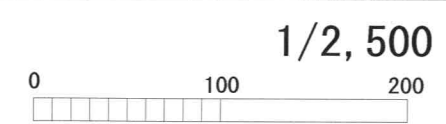
[注意] 指定する土地の区域に、開発行為が認められていない農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域が下図(緑着色部分)のように含まれていますので、ご注意ください。

区域図



凡例	
区域境界線	
建築物の用途の指定に係る区域境界線	
農用地区域	

平成23年5月10日変更
〔県告示第 80 号〕



25-16A: 安部A

農地法第4条第2項第1号口に掲げる農地(甲種農地・第一種農地)を除く。